

## 蓮田市公式ツイッター実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、蓮田市がT w i t t e r（以下、ツイッターという。）を市民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネット上で140文字以内の短い文章を、不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 公式ツイッター 蓮田市が設置・運用するツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (5) リプライ 他のユーザーのツイートに返信をすることをいう。
- (6) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (7) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

### (運営主体)

第3条 公式ツイッターの運営主体は蓮田市とし、ツイートの発信は広報広聴課職員が行う。

2 ユーザー名は蓮田市とする。

3 公式ツイッターのID及びパスワードは、広報広聴課で適切に管理するものとする。

### (アカウント運用者の明示)

第4条 成りすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてツイッターの

ユーザー名を、市ホームページ上に明示する。

(アカウント運用ポリシーの明示)

第5条 アカウントの運営主体、発信内容及び運用ポリシーについて、公式ツイッターのプロフィール欄で明示する。

(発信内容)

第6条 公式ツイッターで、次に掲げるものをツイートする。

- (1) 市ホームページに掲載したコンテンツの表題やリンク先URL等
- (2) 蓮田市から何らかの手段で市民等に情報提供したもの
- (3) その他広報広聴課長が適当と認めるもの

(発信内容の確認および訂正)

第7条 広報広聴課の職員は、開庁日にツイッターの内容を確認するものとする。

2 ツイートは正確を期するよう努めるが、万が一、誤った場合には、公式ツイッター上で訂正情報をツイートし、誤った情報を削除する。

(リプライ、リツイート、フォロー及びダイレクトメッセージへの対応)

第8条 リプライは原則行わない。ただし、公式アカウントであることが確認できる国、県、他自治体、公益法人等が発信したツイート及び広報広聴課長が必要と認めるものはこの限りでない。

2 リツイートは原則行わない。ただし、公式アカウントであることが確認できる国、県、他自治体、公益法人等が発信したツイート及び広報広聴課長が必要と認めるものはこの限りでない。

3 フォローは原則行わない。ただし、公式アカウントであることが確認できる国、県、他自治体、公益法人等が開設したアカウント及び広報広聴課長が必要と認めるものはこの限りでない。

4 ダイレクトメッセージには原則返信しない。ただし、広報広聴課長が必要と認めるものはこの限りでない。

5 リプライ、リツイート及びフォローを行わない旨並びにダイレクトメッセージに返信しない旨については、市ホームページ及び公式ツイッターのプロフィール欄で明示する。

(使用端末)

第9条 ツイートの際は、広報広聴課職員がシンクライアント端末を使用し行うこととする。ただし、庁内インターネット回線が使用不可能な場合など、緊急時には、職員個人の携帯電話又はパーソナルコンピュータでツイートを行えることとする。

(公式アカウントの不正利用への対応)

第10条 公式アカウントが不正に利用された場合は、速やかにツイッター社へ連絡し、対応を協議する。また、市ホームページへ公式アカウントが不正に利用された旨を明記し注意喚起を図る。

(公式ツイッターの停止)

第11条 公式ツイッターの利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに利用を中止し、アカウントを削除できるものとする。

(その他)

第12条 その他、この要領の実施について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年3月1日から施行する。